２　前項の規定により行われた同項各号に掲げる手続は、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に総務大臣に到達したものとみなす。

３　第一項の規定は、同項各号に掲げる手続を行おうとする者が総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により当該手続を行うことができない場合には、適用しない。

第百三条第一項第二十五号中「前条第一項」を「第百二条の十八第一項」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、同項第二十二号中「免許状、登録状、登録証」を削り、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十一号を第二十二号とし、第五号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第二十四条の二の二第一項」を「第二十四条の三第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第十四条の二又は第二十七条の二十三の規定による書面の交付を請求する者

第百三条第二項中「第六号、第八号又は第九号」を「第七号、第九号又は第十号」に改める。

第百三条の二第三項中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改め、同条第四項第二号中「並びに免許状等に記載しなければ」を「に記載しなければならない事項並びに免許記録等に記録しなければ」に改め、同条第五項及び第六項中「三百六十円」を「二百八十円」に、「四百円」を「二百九十円」に改め、同条第九項中「既開設局」を「第一号既開設局」に、「特定新規開設局」を「第一号新規開設局」に改める。

第百三条の六を第百三条の七とし、第百三条の五を第百三条の六とし、第百三条の四の次に次の一条を加える。

（落札金の使途）

第百三条の五　政府は、毎会計年度、当該年度の落札金収入（第二十七条の二十の三第十項の規定により納付される落札金の収入をいう。次項において同じ。）の見込額に相当する金額を、予算で定めるところにより、総務大臣が専ら六千メガヘルツを超える周波数の電波の能率的な利用の増進を目的として行う次に掲げる事務の処理に要する費用（以下この条において「特定高周波数対策費用」という。）の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の特定高周波数対策費用の予算額を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。

一　第二十七条の二十の三第六項の規定による価額競争の実施又はその企画

二　特定高周波数無線局に現に割り当てている又は将来割り当てることが見込まれる周波数（次号において「特定高周波数無線局用周波数」という。）を現に使用している無線局の周波数の変更に係る無線設備の変更の工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他当該変更に必要な援助として総務省令で定めるもの

三　特定高周波数無線局用周波数を現に使用している無線局の無線設備の共同利用促進設備への変更その他の特定高周波数無線局用周波数における電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の導入（特定高周波数無線局との共同利用を目的として行われるものに限る。）の工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他当該導入に必要な援助として総務省令で定めるもの

２　政府は、当該会計年度に要する特定高周波数対策費用に照らして必要があると認められるときは、当該年度の落札金収入の予算額のほか、当該年度の前年度以前の各年度の落札金収入の決算額（当該年度の前年度については、予算額）に相当する金額を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の特定高周波数対策費用の決算額（当該年度の前年度については、予算額）を合算した額を控除した額に相当する金額の全部又は一部を、予算で定めるところにより、当該年度の特定高周波数対策費用の財源に充てるものとする。

第百四条第一項中「（平成十一年法律第百三号）」を削る。

第百九条の三の次に次の二条を加える。

第百九条の四　国の職員が、第二十七条の二十の三第六項の規定による価額競争の実施に関し、その職務に反し、当該価額競争に参加しようとする者に談合を唆すこと、当該価額競争に参加しようとする者に当該価額競争に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該価額競争の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第百九条の五　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　偽計又は威力を用いて、第二十七条の二十の三第六項の規定による価額競争の公正を害すべき行為をしたとき。

二　第二十七条の二十の三第六項の規定による価額競争につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合したとき。

第百十四条第二号中「第百十条（一）」を「第百九条の五、第百十条（一）」に改める。

第百十六条第五号中「第二十七条の十七」の下に「、第二十七条の二十の五」を加え、同条第七号を削り、同条第八号中「第二十四条の五第一項」を「第二十四条の五」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　第二十七条の二十の三第十一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百十六条中第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号から第三十二号までを二号ずつ繰り上げる。

附則第十五項中「地上基幹放送又は」を「地上基幹放送若しくは」に改め、「用いられる電気通信設備」の下に「又は電気通信業務用基地局に係る電気通信設備」を加え、「当該業務」を「これらの電気通信設備を用いる業務」に、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「第百二十一条第一項の総務省令で定める基準」の下に「又は電気通信事業法第四十一条第一項の総務省令で定める技術基準」を加える。

別表第六を次のように改める。

別表第六（第百三条の二関係）

無線局の区分			金額
四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	航空機局又は船舶局		二百円
	その他のもの		二百円
四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの		二百円
	その他のもの	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの	三百円
		使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超え十五メガヘルツ以下のもの	七百円
		空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	二万七千三百円
		空中線電力が〇・〇五ワットを超え〇・五ワット以下のもの	二百五十八万四千四百円
		空中線電力が〇・五ワットを超えるもの	

第一移動する無線局（三の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局を除く。二において同じ。）